

令和 2 年度 第 1 回 長与町都市計画審議会
(高田地区都市再生整備計画評価委員会)

議 事 錄

日時：令和 2 年 11 月 25 日 (水) 14 時 30 分～
場所：長与町役場 2 階会議室

令和2年度 第1回 長与町都市計画審議会 議事録

1. 日 時

令和2年11月25日（水） 14時30分～16時15分

2. 場 所

長与町役場 2階会議室

3. 出席委員（8名：委員総数12名） ※敬称略

山本 喜代治、峰 忠彦、土井 正英、山崎 昌美、飛永 てるみ、
岩本 健、中道 純一、牧山 進士

4. 議 案

第1号議案 高田地区都市再生整備計画事業の事後評価について

5. 審議結果

第1号議案 原案の通り可決

6. 議事内容

（事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司）

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。開会の前に資料の確認をさせていただきます。皆様に事前に郵送で配布させていただいた資料は、会次第、委員名簿、「長与町都市計画審議会条例」が記載されたもの、そしてホッキス止めされた右肩に参考資料と書かれたものが1～4まであります。また、本日お配りした資料にも、ホッキス止めしている資料で右肩に資料1と書かれたものを準備しております。資料は以上になります。不足しているものはございませんか。

それではただ今より、「令和2年度第1回長与町都市計画審議会」を開会いたします。本日は松田委員、佐野委員、木村委員、そして山口委員、以上4名の委員の方から、どうしても都合がつかないということで欠席のご連絡をいただいておりますが、長与町都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、委員の2分の1以上の出席がございますので、定足数を満たしており、会議が成立しますことをご報告させていただきます。

それでは開会に先立ちまして、この審議会の会長であります峰会長より挨拶をいただきたいと思います。峰会長、よろしくお願ひいたします。

（峰会長）

皆さんこんにちは。本日は、令和2年度第1回長与町都市計画審議会の開催のご案

内をいたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中にご出席いただき、誠にありがとうございます。残念ながら4名の欠席者の方がおられたということですが、定足数を満たしているということですので、審議を皆様方にお願いしたいと思っております。

今年は皆さんの承知の通り、コロナによっていろんな影響を受けておりますし、皆様方の生活の様式が変わったりして、大変な状態なのかなと思います。私、昨年の審議会の懇親会の席で、今年は委員独自でこの長与町の都市計画というものを勉強しようではないかということで、皆さんに提案をさせていただいておりました。しかしながら、今年はこういう状態ですので、会議自体が制約を受けるという状態でありましたので、皆さんに呼びかけることなく過ぎてしまったことを、まず皆様方に申し訳なかつたと思っておりますので、また機会があれば色々な形で委員の皆様方と勉強していきたいなと思っております。

今日は、長与町も色々な重要な問題を抱えております、高田地区の都市整備計画の事後評価という形で審議をさせていただきます。高田地区は皆さんご存知の通り、高田南土地区画整理事業というものを長与町が長年かけてやっております。ある程度の目安もできたようですので、この審議と直接関係ありませんけれども、皆さんも大変関心があるのではないかと思っておりますので、これに絡めて審議後にでも今の進捗状況等をご説明していただくような段取りをしておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、皆様方には十分なご審議をしていただくことをお願いいたしまして開会の挨拶といたします。ありがとうございます。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

峰会長ありがとうございました。続きまして吉田町長より挨拶を申し上げます。よろしくお願ひいたします。

(事務局：長与町建設産業部 部長 日名子達也)

皆さんこんにちは。建設産業部の日名子でございます。マスクをしますみません。本来であれば町長が出席いたしまして、皆様方にご挨拶を申し上げるところでございますが、急な公務が入りまして私の方で挨拶文を預かっておりますので、代読をさせていただきたいと思います。失礼いたします。

本日は、令和2年度第1回長与町都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員の皆様方には大変お忙しい中ご出席をいただき、心から感謝申し上げます。また、平素より町政の運営につきましては多大なるご支援、ご協力を賜り重ねてお礼を申し上げます。さて、本日は、「高田地区都市再生整備計画事業の事後評価について」ご審議をお願いしております。都市再生整備計画事業は、地域の特性を生かしたまちづくり

りを推進し、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を目的とした国庫事業でございます。都市再生特別措置法に基づき市町村が5カ年の計画を策定し、計画に基づき実施される事業の費用が交付されるものでございます。本事業では、交付期間の終了時に評価委員による事後評価を行うことが義務付けられております。本町におきましては、高田地区において平成26年度に本計画を策定し各種事業を実施してまいりましたが、このたび期間終了により事後評価の原案を策定いたしましたので、委員の皆様方に、目標の達成状況等をご確認いただき、今後のまちづくりの方策につきましてご審議を賜りたいと存じます。詳しくは担当者より説明をさせていただきますが、本日は、委員の皆様方の忌憚のないご意見等をいただき、手続きを進めて参りたいと考えておりますので、ご審議の程よろしくお願ひいたします。

以上、代読でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

続きまして、次第には記載されておりませんが、事務局側の本日の出席者を申し上げます。建設産業部 日名子部長です。

(事務局：長与町建設産業部 部長 日名子達也)

よろしくお願ひいたします。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

都市計画課 山崎課長です。

(事務局：長与町都市計画課 課長 山崎禎三)

山崎です。よろしくお願ひいたします。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

同じく都市計画課の前田課長補佐です。

(事務局：長与町都市計画課 課長補佐 前田将範)

前田です。よろしくお願ひします。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

同じく都市計画課区画整理係の久保主任です。

(事務局：長与町都市計画課 主任 久保竜太)

久保と申します。よろしくお願ひします。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

私が都市計画課計画係 山本と申します。よろしくお願ひします。

また本日は役場職員以外に、本日の議案の高田地区都市再生整備計画事業事後評価につきまして、原案の作成等に携わっていただきました事業者の方々にもご出席いただいております。八千代エンジニアリング株式会社の副島様です。

(八千代エンジニアリング株式会社 副島)

よろしくお願ひします。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

同じく小川様です。

(八千代エンジニアリング株式会社 小川)

よろしくお願ひします。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

同じく井手様です。

(八千代エンジニアリング株式会社 井手)

よろしくお願ひします。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

それでは、本日の議案審議に移ります。これより議事の進行につきましては、峰会長にお願いしたいと思います。なお、本日説明の後にご審議をいただきてご意見を賜りたいと存じておりますが、終了後に議事録を作成しまして、ホームページに議事録を公開することを考えておりますので、ご了承いただきますようお願ひいたします。

それでは峰会長よろしくお願ひいたします。

(峰会長)

それでは、私の方でこれから議事を進行させていただきたいと思います。

第1号議案「高田地区都市再生整備計画事業の事後評価について」事務局より説明をお願いします。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

計画係の山本と申します。私の方で説明をさせていただきます。

説明に入らせていただく前に、資料の訂正をお願いしたいと存じます。参考資料 3 と右肩に書かれた A3 の横印刷のものをお手元にご準備いただきたいと思います。事前にチェック漏れがございまして、非常に申し訳ございません。

真ん中下にページ番号が書いてありますが、まず 2 ページ目をご覧ください。表がございまして、左側に 1) から 5) まであると思います。「3) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現状況」の欄ですが、右の方にいっていただいて、従前値ということで「1.63」を記載している数字があると思います。こちらを「2.64」に変更をお願いいたします。公園面積ですけれども、計画を策定した 26 年度の数値が誤っておりましたので申し訳ございません。

同じく右の方にいきまして、右から 2 番目の「効果発現要因」のところになりますが、上から 3 行目「平成 26 年度末時点 (1.63 m²/人)」と記載があると思います。ここを「2.64」に変更をお願いいたします。「2.64 m²/人から 1.74 m²/人」とございますが、差し引きの数字になりますが、この「1.74」が「0.73」になります。

続きまして、3 ページ目をお開きください。表の中の上の方に「まちづくりの目標」とありまして、その横「目標を定量化する指標」、その横に「従前値」とあります。その上から 3 行目の「1.63」を「2.64」に変更をお願いいたします。

続きまして、6 ページ目をお開き願います。左側に「基幹事業」と書いてありまして、その表の真ん中辺りに「当初計画からの変更の概要」という項目がございます。その一番上のところ「地元自治会との協議の結果、当初の想定以上に造成費や残土処分費が必要となったことなどにより、事業費を減額。」とありますが、申し訳ございません、こちら「増額」に変更をお願いいたします。

次が 8 ページ目になります。同じ数字が何ページもあるもので申し訳ございません。そちらも上に表がありまして、真ん中ほどに「従前値（イ）」というものがございまして、ここに「1.63」の項目を「2.64」に変更をお願いいたします。

続きまして、10 ページ目をお願いいたします。真ん中の表になりますが、「種別」「事業名・箇所名」「指標改善への貢献度」「総合所見」「指標改善への貢献度」の横に「総合所見」がございます。ここの中段ほどに「平成 26 年度末時点 (1.63 m²/人)」とありますが、ここを「2.64」に変更をお願いいたします。1 つ下の行が「1.74」というところを「0.73」に変更をお願いいたします。

最後、14 ページをお願いいたします。上下に表がありまして、下の方の表になります。「その他の数値指標 1」こちらの右側にあります従前値のところです。「1.63」を「2.64」に変更をお願いいたします。

以上になります。申し訳ございませんでした。

それでは改めまして、説明に入らせていただきます。お手元に事前配布しております「長与町都市計画審議会条例」と書かれた左上がホチキス止めの資料になります、審

議会の条例がある資料をお手元にお願いいたします。次第の方をご覧いただくと、「第1号議案 高田地区都市再生整備計画事業の事後評価について」の下に議事1から議事5と書いておりますが、これについては一連で説明させていただきますので、説明をする順番と考えていただきたいと思います。この条例が、本審議会の運営や構成を掲げたものとなります。第2条の所掌事務をご覧ください。本来はこの第2条の「(1) 都市計画を決定する場合における事前審議」ですとか、「(2) 町長の諮問に応じ、都市計画に関する事項について調査審議すること」というようなことを主に諮問させていただきますが、今回は赤線を引いております「まちづくり交付金事業の事後評価にかかる審議をすること」、これについてお願いをしたいと思います。この「まちづくり交付金事業」というのが国の国庫事業になりまして、まちづくり交付金事業というのは旧名称、古い名称になります。今現在はこの名称が「都市再生整備計画事業」ということで、変更になっております。

1枚めくっていただいて、3ページ目をご覧ください。こちらに都市再生整備計画事業の概要を載せておりますので、簡単に説明させていただきたいと思います。1番上「都市再生整備計画事業」として、「都市再生整備計画事業は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的としています。」と、ここに目的が書いてあります。それから制度の特徴といったしましては、「都市再生整備特別措置法に基づいて、市町村が都市再生整備計画を作成し、その計画に基づき実施される事業等の費用に充当するために交付金を交付します。」と書いてあります。ここに書いてございますように、市町村が法律に基づいて都市再生整備計画という計画書を作成しまして、その計画書の中に地域が抱えている課題ですとか目標を設定します。その目標を効果的に推進するために、地域内で実施する事業を計画の中に盛り込んだうえで、その計画書が国に認められたら、その計画書に盛り込んだ事業に対して国から交付金が得られるというような仕組みになっております。

都市再生整備計画事業では、3段落目のところですが、地域が抱える課題やまちづくりのビジョンに基づき、まちづくりの目標や数値指標を達成するために必要な事業を記載した都市再生整備計画書を作成し、成果を意識しながら事業を実施し、交付期間終了時に目標の達成度を評価して、最終的には必要な改善点については速やかに改善するという一連のPDCAサイクルで事業を実施しています。

今回審議をお願いする高田地区におきましては、都市再生整備計画を平成26年に作成しまして、計画書に記載した事業を交付金を頂きながら5カ年間やってまいりました。今回はこの図でいうところの3番目、「Check」と書いていますが、計画書に記載した目標の達成度等をチェックする段階にあるということで、ご理解をいただきたいと思います。

この裏面を見ていただくと「事後評価」と書かれているところですが、都市再生整

備計画事業は概ね 5 カ年の計画期間で行われ、最終年度もしくは交付期間の翌年度に事後評価を行うことが義務付けられております。この事後評価は国が定める要綱・要領に基づき、交付金がもたらした成果等を客観的に検証し、今後のまちづくりのあり方を検討して皆様に分かりやすく説明することを目標としています。

事後評価の進め方としては、下に四角囲みで図が書いていますが、まず「1) 方法書の作成」。この方法書につきましては、後ほど事後評価の手続きの際に出てまいります。まず方法書を作成しまして、その方法書に基づき「2) 事業の成果及び実施過程の検証」をしていきます。赤枠で囲まれている中に「まちづくりの目標等の達成状況を確認」「今後のまちづくりを検討」と書いてありますが、それらを行ったうえで、それらをまとめた評価結果について外部有識者による評価委員会、本日委員さんにお出席いただいておりますけれども、評価委員さんによる審議をする。最終的には審議いただいた結果を公表しまして、国へ報告する。事業としてはそういう形で進めていく事業となっております。

次は議事の内容について説明させていただきます。主にこのスライド、前の画面を使って説明させていただきますが、本日机の上に置いておりました資料 1 と画面は全く一緒のものが出てまいりますので、もし見えにくい場合はお手元の資料を見ながらお願いしたいと思います。

それでは、議事の事後評価制度の概要について説明をしたいと思います。まず初めに、事後評価の流れについて説明いたします。これは先ほど申し上げたもののおさらいになりますが、都市再生整備計画事業は平成 16 年に創設された「まちづくり交付金」がベースになっており、当初作成する計画に対して一括交付金の形で補助が受けられます。そのため、計画に記載された目標の達成状況を評価し、その後のまちづくりにつなげる過程が特に重視されています。具体的には、図に示すように PDCA サイクルに従って進めています。

まず初めに、「PLAN」として計画を作成します。高田地区では、計画期間が開始する平成 27 年から平成 31 年の 5 カ年の事業でしたが、前年の平成 26 年度に計画書を策定しました。次に「DO」として、計画に基づき事業の実施を行ってまいりました。平成 27 年から 31 年の 5 カ年間実施してまいりました。次に「CHECK」として、事業の実施による当初計画に記載された目標の達成状況について評価を行います。本日の委員会が審議対象となっておりまして、本日はこの「CHECK」の段階ということです。次に「ACTION」として、今回の評価結果を踏まえて必要な改善策を実施していくことになります。改善の実施にあたっては、同じように計画策定から PDCA サイクルに従って実施していくことになり、高田地区では今回の評価結果を踏まえた改善策について、来年度以降、第 2 期計画として実施していく予定で検討を現在行っています。

次に、事後評価の目的について説明をします。1つは、「事業の成果を住民にわかりやすく説明すること」であり、委員会に先立ち、事後評価の原案を町のホームページで公表するとともに、委員会の結果を踏まえた事後評価結果も同様に町民の方に対して公表する予定としています。

2つ目は、「事業がもたらした成果等を客観的に診断して今後のまちづくりを適切な方向に導くこと」です。先ほど説明したPDCAサイクルに基づき、評価結果を踏まえた今後のまちづくり策を検討することが目的となっています。

「事後評価の実施時期」ですが、今後のまちづくりを継続的に実施していくために、交付期間最終年度である平成31年度又は交付期間の翌年度である令和2年度に実施する必要があります。また、事後評価の評価基準日は交付終了年度の最終日、つまり令和2年3月31日であります。評価基準日における数値指標について、達成状況を評価することとなっています。

事後評価の流れですが、事後評価を実施するにあたっては、始めに事後評価の実施方法や実施時期を記載した方法書の作成を行います。その方法書に基づき実際の評価を実施します。評価結果については、住民への公表や第三者機関による審議を経て修正したものを国に最終的に提出するということになります。本日の委員会が「第三者機関による審議」にあたります。

次に、事業評価における評価委員会の位置づけや役割についてご説明します。委員会の主な審議事項は次の青で書かれた2点になります。1点目は、「市町村等による事後評価が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認いただき意見を求める」とあります。目標の達成状況の評価方法など、事後評価の進め方が妥当であったかどうかを審議いただくことになります。

2点目は、「今後のまちづくり方策等について意見を求める」となります。目標の達成状況の評価結果を踏まえて検討した、今後のまちづくり方策の妥当性についてご審議いただくことになります。

以上で「議事1 事後評価制度の概要」についての説明を終わります。

続きまして、議事2つ目の「対象地区におけるまちづくりの経緯」について、ご説明させていただきます。長与町では、高田地区について事業を実施しております。事業の区域ですが、こちらの図に示す赤枠で囲まれた、面積は140haございますが、こちらの地区になります。拡大した図面がこちらです。

【ホワイトボードで説明】

位置的なものを申しますと、ここが赤迫の交差点になります。このオレンジ色の線が長崎多良見線になります。これが国道 206 号。この黒の線が川平有料道路です。この赤で囲まれた区域が今回の都市再生整備計画事業の区域になります。青で囲んでいるところが高田南土地区画整理事業の事業区域になります。内側の青で囲まれたところは、区画整理事業の対象地区外、道ノ尾団地と自由ヶ丘団地となります。ここを抜いた青の面積が高田南土地区画整理事業の区域面積。区域的には高田南の右側、JR を挟んで左側の百合野地区まで含んだところが今回の都市再生整備計画で設定したエリアになります。

事業を実施するに至った本計画地区の当初の課題は主に次の 2 点となっています。1 点目として、「ゆとりある生活、利便性・快適性の高い生活を支える居住環境づくり」ということで、本地区は土地区画整理事業等による良好な居住環境の形成に努めてきましたが、現在も事業継続中であり、住民の健康増進やコミュニティ形成に資する公園の整備など、一層質の高い環境整備を推進していく必要がありました。

2 点目として、「安全で安心した暮らしをつくる環境の整備」といたしまして、避難施設へのアクセス道路の整備が十分に行われていないことや、歩道がなく危険な道路が存在していることなどから、安全・安心な居住環境の整備を行う必要が計画当初にございました。このような課題を解決するために、公園の整備や土地区画整理事業によるまちづくりの事業を行ってきました。

次に、地区の計画の目標ですが、先ほどの 2 点の課題改善を目標 1 から 2 に設定し、大目標として「安心・安全で快適な環境づくり、住民が主役となる地域づくり」と大目標を定めています。

実際の都市再生整備計画、当初計画した時の内容ですが、こちらにつきまして、事前に配布しておりました参考資料 1、こちらが本事業を実施するために高田地区において平成 26 年に作成した計画書になります。表表紙に平成 31 年 2 月と書いています。26 年に作成しましたが、2 回内容の変更を行っていまして、ここに「都市再生整備計画（第 2 回変更）」と書いております。2 回目の変更、今手元にあるものが最終的な計画書です。

下にページ番号が振ってありますが、2 ページ目をご覧ください。一番上の方に「都道府県名 長崎県」「市町村名 長与町」「地区名 高田地区」と記載しております。その下、計画期間が平成 27 年度から平成 31 年度、交付金の交付期間も同じく平成 27 年度から平成 31 年度となっております。その下には細かい字で書かれていて、時間的に全部を読み上げることはいたしませんが、高田地区で本事業を実施しようとした経緯や、先程説明を申し上げた地区の課題、それらの課題に対する目標等をこのページで掲

げています。

1つ下の3ページ目をご覧ください。一番下に「目標を定量化する指標」とございます。計画に掲げる各種事業を実施するにあたり定めなければいけない指標になります。まちづくりにおける課題に対する達成状況については、性質的になかなか目に見えるものとして評価しづらいというものがありますが、数値的に上げました。数値目標ということで捉えていただければと思います。

高田地区において本事業に取り組むにあたり、5年前にそこに記載の2つの指標を設けました。1つ目が社会増減人口、2つ目が市街地の整備への満足度です。

社会増減人口につきましては、高田地区においても人口減少・流出が見られていた中、コミュニティの維持・活性化を目的としまして設けたものになります。ずっと右側を見ていくと、「従前値」と「目標値」というのがあると思います。従前値は平成21年から25年までの転入・転出の差し引きですね。こちらがマイナス764人でございました。それを目標としては平成27年から31年の5カ年かけて、目標値がマイナスだったものをプラスマイナス0にもっていきましょうという目標を立ておりました。

もうひとつが2番目、「市街地の整備への満足度」ということで、これにつきましては町内住民を対象としたアンケート調査を行いまして、その中で市街地の整備状況について「満足している」とお答えになった方の割合を指標として用いています。従前値が平成26年度のアンケート調査の結果が15.7%ございました。それを目標値として19.1という数値を設定して取り組みを行ってまいりました。

4ページ目になりますが、上の表の右側「方針に合致する主要な事業」ということで、要するにここで記載して国に認められた事業について交付金の充当ができるということになります。道の尾中央公園、百合野児童公園、この公園整備事業を2箇所行いました。そしてその下、土地区画整理事業として高田南土地区画整理事業を行ってまいりました。この3つの事業を掲げて、5カ年間取り組んできたということになります。この道の尾中央公園と百合野児童公園については、災害時の一時避難施設としての位置づけもございます。

5ページ目が交付金の事業費になります。右側に「事業期間内の事業費」の項目がございます。ずっと下にいくと、「601」と書かれていますが、全体の事業費としては6億100万円ということです。この事業を実施してまいりました。

以上が5年前に立てた計画の主な内容になります。

スライドの方に戻っていただきまして、スライドが12ページになります。この都市再生整備計画の内容になりますが、先ほど申し上げましたように、公園が2箇所、高田

南土地区画整理事業、こちらの3つの事業を行ってまいりました。

【ホワイトボードで説明】

場所的には、百合野児童公園がこちらになります。分かりにくいですが、高田保育所、もう移転していますが、移転する前の高田保育所の隣に整備したのが百合野児童公園になります。もうひとつの道の尾中央公園になります。ここに黄色で丸をしておりますが、高田越のところのトンネルがあると思います。そのトンネルの真上に整備したものが道の尾中央公園になります。それから高田南土地区画整理事業は先ほどご説明した青の区域になります。宅地整備事業ですね、こちらの3つの事業を行ってまいりました。交付期間が平成27年から31年度ということになります。

スライドの13ページにお戻りください。先ほど計画書は2回変更をかけてきましたということがありました。主な変更というものが、第2回変更において道の尾中央公園で事業費が増額になったことから、先ほど市街地整備への満足度が19.1と説明したと思いますが、変更前が18.7を目標としていたものを事業費が膨らんだことによって目標値を若干膨らませたという変更になります。

こちらですね、図に事業の位置図、こちらは先ほど説明しました。いずれも、先ほどの公園2箇所につきましては事業・整備完了しております。高田南土地区画整理事業につきましては、現在事業継続中でございまして、令和12年度末に事業完了の予定としております。

以上で対象地区におけるまちづくりの資料の説明を終わります。

続きまして、事後評価手続き等にかかる審議について説明させていただきます。先ほど、進め方の中で評価の一番最初に「方法書を作成する」と申し上げました。この方法書に基づいて立証していくのですが、方法書の原本につきましては事前配布資料の参考資料2に書いてあります。この画面は、参考資料2をスライドで分かりやすく書いておりますので、こちらのスライドで説明させていただきたいと思います。

事後評価では都市再生整備計画に記載された指標を計測することで、達成状況を評価する必要があります。この方法書では、指標の評価値を適正に計測するために、評価値の計測方法を記載していますので、その計測方法について説明させていただきたいと思います。

都市再生整備計画で設定した指標、先ほど申し上げましたように指標が2つございました。今回の事後評価において、その2つに追加しまして、その他指標というものを

1つ追加して、合わせて3つの指標で評価値を計測しました。

まず1つ目が「社会人口増減」です。これは、住民基本台帳により長与町全体の5ヵ年の社会増減数の累計を評価値としています。また、転入・転出は評価基準日である令和2年年3月31日時点の評価値を確定値としております。

続きまして、指標2つ目の「市街地整備への満足度」でございます。これは、町民に対するアンケート調査を実施し、「市街地の整備の満足度」についての5段階評価により回答を得ました。5段階というのが「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満」「不満」。この5つの項目を設定してアンケートを実施しております。これについても、評価基準日時点における計測を実施していることから、今回の評価値を確定値としています。

続いて、指標を1つ追加したとお話ししましたが、追加した指標としまして「住民一人当たりの公園保有面積」を設定しました。この指標は、当初の計画では設定していませんでしたが、まちづくりの目標の達成状況を評価する指標として望ましいと判断し、今回の事後評価においてその他の数値指標として追加しています。住民一人当たりの公園面積は、府内資料と住民基本台帳人口を用いて算出しており、集計する範囲としては、より直接的に本事業の対象地区の状況を把握するために、高田郷に設定しています。この指標についても、評価基準日時点以降での評価値であることから、確定値としています。

これ以降につきましては、事後評価結果とその結果を基にした今後のまちづくりの方策についてのスライドです。お配りしている資料としては、参考資料3と参考資料4です。こちらをまとめたものが今から説明するスライドになりますので、このスライドを用いて説明させていただきたいと思います。

まず、こちらの表が今申し上げた計画書において設定した3つの指標の目標達成状況の概要を整理しています。指標1と指標2については、計画策定時に目標値を設定しており、今回の事後評価で目標の達成状況を見ることになります。その他の数値指標「住民一人当たりの公園保有面積」につきましては、目標値の設定はありませんので、従前値と事業をした結果の評価値を見比べるということになります。後ほど、各指標の評価結果の詳細をご説明しますが、ここでは、目標の達成状況について簡単にご説明します。

指標1の「社会増減人口」は、従前値「-764」でした。それに対して評価値は「-1,323」です。マイナスの値を本当は0に持っていたかったということが、従前値より悪化してしまっているということになります。後ほどご説明しますが、目標達成度は「×」ではなく「△」としていますが、近年はマイナスの下げ幅が改善している状況ですので、そこを加味して目標達成度を「△」しております。

指標2の「市街地の整備への満足度」は、従前値「15.7%」でした。目標値「19.1」に設定していたわけですが、最終的なアンケート結果を見ると、「38.0」となり、大幅に上回っているので、目標達成度は「○」としています。

その他の数値指標の「住民一人当たりの公園保有面積」ですが、従前値が「2.64 m²/人」でした。公園を整備したことによって、評価値は「3.37 m²/人」となり、改善が見られます。

(山本委員)

スライドの「×」のところは、「注3」が入るのではないですか？「注1」「注2」「注4」はありますが、「注3」が表には無いですよね。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

ございません。というのは、目標の達成度で「×」というのが従前値を下回った場合ということなので、該当が無いという記載をしております。

(山本委員)

該当無しですね。分かりました。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

次に各中身を見ていただきたいと思います。まず、指標1の「社会増減人口」になります。赤の折れ線グラフ、少し数字が小さくて見にくいですが、こちらの折れ線グラフが社会増減人口、転入・転出のプラスマイナスの推移を示しており、左側半分が従前値、平成21年から25年。これの合計が-764人です。右側の青で書いてあるところが平成27年から平成31年（令和元年）までのマイナスの値。これの合計が-1,323人になっていて、数値目標を下回ったので目標自体は未達成というかたちになっております。ただ、見ていただくと、マイナス幅がガクッと下がったわけですが、平成29年度からは若干マイナス幅が減少しているということが見て取れます。社会増減人口が増加している、要するにマイナス幅が減っているということです。

それから、土地区画整理事業は現在事業継続中であるということなので、事業完了後には人口増が見込まれるということもございますので、一定の事業効果が発現されるだろうという期待がされます。目標自体は「×」ではありましたが、今後の事業の進捗も加味して「△」という評価をしております。

続きまして、指標2「市街地の整備への満足度」です。こちらはアンケート調査を町民の皆様にお願いして答えていただいたものが、平成26年度、令和元年度、令和2年度の3回アンケート調査を実施しております。過去3回実施したアンケート結果にお

ける推移を表しており、平成 26 年度から上昇していて、最終的には 38% になります、目標値は 19.1% でしたが大幅に上回ることができたということになります。

このスライドはアンケート結果の中身です。アンケートの 38% というのは町内全体の「満足」と「やや満足」、この 2 つを足し合わせたものが 38% です。町全体では 38% だったということです。事業を実施した高田地区についてどうだったのかを記載していますが、高田地区も「満足」が 4.8%、「やや満足」が 30.5% で、全体と見比べても概ね同様の傾向が見られるということになります。

下の方に「居住意向別」というのがございますが、当然の結果ですが「これからもずっと住み続けたい」と思われる方の満足度が高いということが見て取れます。これから何が読み取れるかというと、市街地整備への満足度は町民の居住意向への影響を与えていているのではないかということです。

さらに、指標とは直接関係ありませんが、アンケート調査では事業実施によって「どのような効果が期待できるか」ということでもアンケートを行っています。事務局の方で想定される 4 つの効果を挙げて、1 つ目が「公園や区画道路の整備、良好な市街地の形成により、住宅地としての快適性や住民の暮らしの質を高める効果」、1 番下が「住宅地としての魅力が高まり、町外への人口流出の抑制及び町内への居住誘導により、定住を促進する効果」。この 4 つの効果を想定しましたが、その結果半数以上、どの効果についても半数以上の方が「効果がある」と回答されていて、都市再生整備計画事業への町民の期待が見られるということが読み取れるかと思います。

続いて、その他の数値目標でありました「住民一人当たりの公園保有面積」です。この表ですが、「a. 箇所数」「b. 面積」「c. 人口」「d. 住民一人当たりの公園保有面積」とあります。それぞれ白塗りとグレーの色塗りがありますが、上段の白が今回指標に用いている高田地区の数値、グレーの数値が町内全体の数値を記載しています。黄色で網掛けした部分が今回の指標の数値を表しています。従前値である平成 26 年度末時点では、住民一人当たり $2.64 \text{ m}^2/\text{人}$ でしたが、令和 2 年度では $3.37 \text{ m}^2/\text{人}$ となっており、 $0.73 \text{ m}^2/\text{人}$ 増加したことになっています。公園整備をすることによって、地区住民が歩いて行ける範囲の公園が充実することで、居住環境の快適性や安全性が向上するなど、事業実施の効果が発現していると考えられます。

以上の結果を踏まえて、設定した目標の達成度がこちらの表のように評価しております。まず、指標 1 の「社会増減人口」は、平成 27 年から 31 年の「社会人口増減」の累計は減少し、数値目標を下回ったことから、目標未達成としました。しかし、過去 3 年間（平成 29~31 年）では社会増減人口は増加傾向にある、マイナスの値の改善が見られており、高田南土地区画整理事業で今後転入も見込まれるということもあるので、

事業の効果は認められると判断しました。

指標2の「市街地の整備への満足度」は、住民意識調査において目標数値を上回ったことから、事業の効果は認められると判断しました。

続いて、実施過程の評価について説明します。事後評価では、事業を実施する過程も評価し、今後の取り組み方法に活かすこととしています。「モニタリング」の実施状況ですが、計画期間の途中段階で目標の達成状況を確認することをモニタリングと言いますが、当初よりモニタリング実施計画を作成しておらず、未実施としています。ただし、先ほど各指標の説明の中にもありましたとおり、指標値の経年変化については押さえることができています。

また、事後評価シートには住民参加プロセスの実施状況についても記載する項目がありますが、当初より予定しておらず、未実施としています。

実施過程の評価としてはもうひとつ、持続的なまちづくり体制の構築状況についても検討するようになっています。都市再生整備計画に記載した取り組みとして、2つ紹介します。

1つ目は、コミュニティ運営協議会の取り組みです。実施結果に記載の通り、高田地区コミュニティ活動推進会議での活動を通じて、協議会や研修会、町民一斉清掃、各部会による行事開催など継続的な取り組みが現在行われています。これにより、地区住民のまちづくりへの参加が促されていますので、今後の対応方針としても、コミュニティ運営協議会による活動を通じて、引き続き、地区住民のコミュニティ行事への参加促進や、地域の課題の把握、まちづくりに関する広報、啓発等を行うこととしています。

もう1つは、①となっていますが②です。自主防災組織の取組についてです。これは、長与町では各自治会が自主防災組織として機能しており、定期的に会議や研修会、校区内巡視などの取組が行われています。今後の方針としては、引き続き自主防災組織が行う防災活動を継続していくこととしています。

次に、効果発現要因の整理について説明します。効果発現要因については、都市再生整備計画事業の主管課である都市計画課により案を作成し、府内関係各課（土木管理課、政策企画課、地域安全課、財政課）への意見照会により行っております。

効果発現要因については、指標の達成状況に基づき、目標未達成の場合は改善の方針、目標達成の場合は今後の活用についての方針を検討しています。

初めに、指標1「社会増減人口」です。先ほどご説明したように、社会増減人口は平成27年度から平成29年度にかけては減少しましたが、平成29年度から平成31年度

にかけては改善傾向が見られました。結果として数値目標は下回り目標未達成となりましたが、土地区画整理事業の事業完了後においては一定の効果の発現が期待できると考えています。

改善の方針としては、近年は社会増減人口の減少傾向は改善されていることから、今後も引き続き、土地区画整理事業を推進することで早期の事業効果の発現を図ることとしています。

続いて、「市街地の整備への満足度」についてです。こちらも、先ほどご説明したように、平成 26 年度から一貫して増加しており、結果として令和 2 年度には目標値を約 19% 上回っています。高田地区に限ってみても町全体と概ね同様の傾向であることが分かっています。また、アンケート結果より、市街地の整備への満足度が高いほど今後の居住意向も高い結果となっています。これらのことから、事業実施による効果が発現していると考えています。

今後の活用としては、事業実施による満足度、ひいては居住意向の向上が期待できることから、引き続き地区内での公園整備や土地区画整理事業を推進し、良好な居住環境の形成を図ることとしています。

その他の数値指標の「住民一人当たりの公園保有面積」についてです。説明したように、地区住民一人当たりの公園保有面積は、公園の整備完了に伴い、令和 2 年 8 月時点で $3.37 \text{ m}^2/\text{人}$ となり、従前値の平成 26 年度末からは $0.73 \text{ m}^2/\text{人}$ 増加しています。このように、地区住民が歩いて行ける範囲の公園が充実し、居住環境の快適性や安全性が向上するなど、事業実施の効果が発現していると考えています。

よって、今後の活用ですが、引き続き地区内で計画されている公園等の整備を推進し、快適な居住環境整備、また、緊急時の避難場所としての活用を図ることとしています。

以上が各指標の総合所見となります。

最後に、事後評価原案の公表についてです。委員会に先立ち、事後評価原案を町のホームページ及び町役場都市計画課の窓口で公表を行いました。公表期間は、11 月 2 日から 15 日までの 2 週間行っています。この期間中に意見書の提出等は特に寄せられませんでした。

以上が「議事 3 事後評価手続き等にかかる審議」についての説明となります。

長くなっていますが、続いて「議事 4 今後のまちづくりについて審議」の説明をしたいと思います。先ほどご説明した検討結果を踏まえ、事後評価では今後のまちづくり方策についても検討しなければなりません。効果発現要因の整理と同様、都市再生整備

計画に関わる関係各課（土木管理課、ほか3課）への意見照会を行い、取りまとめを行っております。

今後のまちづくり方策の検討にあたっては、先ほどの効果発現要因の整理を踏まえるとともに、当初のまちづくりの課題の改善状況や新たに発生した課題などを踏まえ、改善された課題に対しては、効果を持続させるための方策を、残された課題や新たに発生した課題に対しては、課題改善のための方策を、今後のまちづくり方策として記載しています。

大きく2つの括りで整理しております。まず1つ目についてです。本事業により、ゆとりある生活や利便性・快適性・安全性の高い生活を支える居住環境の形成に寄与していると考えられます。一方では、土地区画整理事業が長期に渡って事業継続中であり、事業効果の発現は限定的であると考えられます。そのため、今後は事業完成による効果発現を図り、定住人口の増加等に繋げていくとともに、人口減少に歯止めをかけることで地域コミュニティを維持していくこととしています。

もう1つが、アンケートにおいて半数以上の方が「都市再生整備計画事業の実施による効果がある」と回答していることから、町民の事業への期待が見られます。

一方では、事業の長期化に伴い、事業の早期完成を望む意見や事業の必要性を疑問視する意見も見られています。そのため、早期完成に向けた事業推進を図るとともに、事業の必要性や効果について、引き続き広報・啓発等を行っていく必要があると考えています。

以上のまちの課題の変化を踏まえて、今後のまちづくりの方策としてはこちらに挙げた4点ございます。まず、1点目としまして「引き続き、地区内の道路、公園の整備等を進めることで、地区内の利便性・交通安全の向上や避難環境（避難路、避難場所等）の形成を図る。」、2点目「土地区画整理事業の推進を図り、事業の早期完成による事業効果の発現（定住人口の増加等）を目指す。」、3点目「土地区画整理事業と併せて公園整備を行うなど、子育て世代にも配慮したまちづくりを進めることで人口減少に歯止めをかけ、地域コミュニティの維持を図る。」、最後「併せて、コミュニティ運営協議会や自治会等と連携し、地区的課題把握を引き続き行うとともに、事業に関する広報、啓発等を図る。」。こういうことを実施していく必要があるだろうと考えています。

以上が、今後のまちづくりに関する説明です。

事後評価シートには、フォローアップ予定時期についても記載することになっています。今回の事後評価では、評価基準日である令和2年3月31日時点の数値指標を計測できていることから、今後のフォローアップの必要性がないため、実施しません。

以上で「議事4 今後のまちづくり方策」についての説明となります。

最後、「議事5 評価委員会後のスケジュール」について説明します。本委員会で後ほど皆さんからご意見を頂きまして、そのご意見を踏まえた事後評価の内容を修正して、国に報告するとともに、結果を公表します。国への報告及び公表時期は、12月から今年度末の3月までを予定しています。最終の公表は、事後評価原案の公表と同様に、ホームページ及び都市計画課の窓口での閲覧とし、公表期間は現時点では1年間を予定しています。

以上、「高田地区都市再生整備計画」についての説明となります。

「高田地区都市再生整備計画」の今回の議案に係る説明は以上になりますが、関連して冒頭の会長の挨拶にもありましたように、高田南土地区画整理事業の現在の進捗状況等の説明をさせていただきます。

(事務局：長与町都市計画課 主任 久保竜太)

改めまして、都市計画課の区画整理の担当をさせていただいています、久保と申します。よろしくお願ひします。

それでは、今回の本議案にありました「高田地区都市再生整備計画事業」の基幹事業のひとつであります「高田南土地区画整理事業」の概要及び現在の進捗について、私の方からご説明を申し上げます。

まず、改めまして事業の概要についてですが、事業名「高田南土地区画整理事業」、施行者は長与町で、長崎県に受託をいただき事業を行っております。施行面積は49.8ha、総事業費は約316億で、事業期間は昭和60年度から令和12年度までとなっております。また、宅地整備の進捗率におきましては、計画面積に対して完成した宅地の面積の割合が令和元年度末時点では約58%となっております。

続きまして、事業の進捗状況についてご説明を申し上げます。

【ホワイトボードで説明】

先ほど山本の方からも位置関係について別の図面で説明がありましたが、こちら図面の上部が北としております。北からこちらが高田小学校、こちらが高田越交差点、この辺りが道ノ尾駅となります。こちらが高田越トンネルの入口となりまして、トンネルを抜けてこちらが高田中学校。南に下って浦上水源地側になります。こちらの細い赤枠で囲まれた区域が高田南土地区画整理事業の区域となっており、こちらは自由ヶ丘団地と道ノ尾団地が事業区域外となっております。

事業の進捗につきましては、この灰色で塗られている部分が既に施行済みの区域で、図面上側の北部地区と道ノ尾駅周辺地区におきましては、既に住宅地が形成されているところでございます。こちらの赤いところ、黄色で着色されている部分、こちらが未

整備箇所で、地権者の皆様へまだ土地をお返しできていない部分でございます。

皆様ご承知の通り、事業開始から既に 30 年以上が経過しております、この長期化している事業の早期完成を目的といたしまして、受託者であります長崎県と以前から協議・検討を重ねてまいりました、こちらの残事業地の道路及び宅地の設計業務、並びに建設業務を一括で発注を行う契約を今年令和 2 年 3 月に締結したところでございます。施行期間といたしましては残り 5 年間で、令和 7 年 3 月末を目処にこの残事業地の宅地整備を全て終わらせようと、今動いているところでございます。

今年度の進捗状況といたしましては、残事業地の道路及び宅地の詳細設計を着手しております、また、流木の伐採や切土工事等も行っている状況でございます。また、令和 3 年度からは本格的に土工事に入り、段階的に宅地整備を行い、整備が完了したところから地権者の皆様へ土地をお返しするよう努めているところでございます。

このように、一括発注の契約によって本事業の完成が目前まで来ているところでございますので、今後も受託施行者である長崎県と綿密に連携をして、事業の早期完成に向けて全力で取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、高田南土地区画整理事業の概要及び現在の進捗状況の説明を終わります。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

予定していた説明は以上になります。

(峰会長)

ただ今、事務局より議案の説明がありましたが、これから皆さん方からご質問を受けるたいと思います。説明が多岐に渡っておりますので、皆さん方から関心があることについてご質問をいただければいいのではないかと思っております。よろしくお願ひいたします。

はい、山崎さん。

(山崎委員)

今説明をしてもらいましたが、37 ページの最後に「コミュニティ運営協議会や自治会等と連携」とあります。今、私は百合野地区に住んでいますが、実際は自治会の入れる数は 500 世帯くらいあるのに、自治会に入っているのは 300 を割っています。約 200 世帯は自治会に入らないで。入っている人と入っていない人で、コミュニティが損なわれている部分が見えるので、よければ皆さん自治会に入ってもらって、みんなで一緒にこの長与町のまちづくりをしているんだという雰囲気作りを都市計画の中でも見えればいいなと思うんですけども。その対策が何かないのかと思うんですけども。会長

さん、どうでしょうか。

(峰会長)

そうですね。今、自治会加入が長与町全体の中で色々問題になっていると思いますが、そういうことについて都市計画課の方で、直接の担当ではないでしょうが、そういう観点はどうでしょうか。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

自治会関係は所管課が地域安全課ということで、現在行っています。今回の評価シートを作成するにあたっては、地域安全課にも意見照会をしながら作成を進めたところではあります。

今、委員ご指摘のとおり、自治会については加入率が減っていることもありますので、それは重々承知しています。担当課ではないですが地域安全課とも、この高田地区については次期計画の5年間、計画書を作成して取り組むことにしており、その作成にあたっても地域安全課の意見を頂きながら、コミュニティの活動・活性化、自治会加入も含めて話し合いはしていきたいと思っております。答えになつていませんが、地域安全課の取り組みについて、支援策のようなかたちで一緒になって取り組んでいきたいと考えております。

(峰会長)

ありがとうございました。他に何かございませんか。はい、土井さん。

(土井委員)

12ページの事業をされた内容です。百合野児童公園と道の尾中央公園、高田南土地区画整理事業と説明があったところですが、公園の保有面積が2.64から3.37になつたということは非常に良いことだろうとは思いますが、これをやつた後の維持管理とか。公園を作つたは良いが、私は自治会長をしていますが、夏場はなかなか維持管理を上手くできない…というような気がします。だからその辺もよく…。今後いっぱい造ると思いますが、例えば草刈作業とか公園の遊具関係とかでもほつたらかしではないでしょうが、ある程度密に整備してほしいということを要望したいと思います。

(峰会長)

今、土井委員の方からご指摘があつたように、公園面積を広げるということは環境面では良いと同時に、今言われたように維持管理が財政的に重くなっているのではないかと。私もよく町内を歩きますが、昔はよく使われていたところが最近は草ぼうぼうで、全然使われていないのではないかと。誰が草取りするのかなと。できれば自治会等

で、そういういた役割分担をすればよいのでしょうか。そういうことが多く見られる公園が出てきているのではないかと感じますが、今の土井委員の質問に対して町はどのような認識でいるのかお答えをいただければと。

(事務局：長与町都市計画課 課長補佐 前田将範)

公園の維持管理等につきましては所管が変わりまして、土木管理課というところが管理しています。都市計画の公園につきましては、公園を造って土木管理課の方に移管する形をとっています。

委員ご指摘のとおり、近年公園の草刈や維持管理等について徹底していないというお声も頂いているということもあったと思います。今後、土木管理課等と協力しながら草刈等の予算の確保や、管理方法について協議していきたいと思っております。

公園の遊具等につきましては、土木管理課の方に言って、公園の長寿命化計画等で、公園・遊具の再生・再設置につきましては、補助金を使って行ってという状況でございます。そういうたとえで色々補助金を使いながら都市計画課と土木管理課等と協力しながら公園の維持管理、また施設の更新等につきましては進めていきたいと思っております。

以上です。

(峰会長)

はい、ありがとうございます。

(事務局：長与町建設産業部 部長 日名子達也)

土木管理課も私の所管でございまして、私の方から少しお話させていただきます。まず、公園の清掃の部分につきましては、現在長与町に 93 箇所公園があります。その内 4 箇所（中尾城公園等）につきましては、管理者を置いて管理をしていただいております。あと 89 箇所につきましては、シルバー人材センターを通じて年間委託をして、年に 1 回から 2 回、こちらの方でさせていただいている。

しかしながら、町民の皆さんから要望を頂いた折には必ず現地を確認して、それに対応しているところでございますが、現在委員のご指摘のとおり、また地元のご要望があるとおり、それでも少ないということがあるので、今後はそちらの方も先ほど会長からもお話をありました「自治会と連携して公園を維持できないか」ということもあるので、これも含めて話し合いをしていきたいと考えております。

遊具につきましては、先ほど補佐からありましたが、公園の施設の整備の長寿命化を現在行っています。年に 1 回点検を行っていて、支障があるところは囲んで、すぐに補修を次の年にしたいと考えております。今現在は年に 1 回だけなので、なかなか手が行き届かないところもあるかと思いますが、隨時ご要望があればすぐに向かって、土木

管理課の方で遊具については点検等を行っていきたいと。当然私も持っていますが、遊具の点検の資格もあります。こちらを今現在、土木管理課の職員も持っていますので、点検をしながら遊具の確保、子供の安全安心のために今後も引き続き行っていきたいと考えております。

以上でございます。

(峰会長)

ありがとうございました。他にございませんか。

(岩本委員)

今回の事業で公園 2 箇所、区画整理事業 1 箇所で高田南の区画整理事業は継続。これは完成するまでに 5 年ごとに申請をしていくのですか。例えばこの中、今回の評価ではまだ完成途上ですよね。公園の 2 箇所は完成。区画整理については新たな申請ということになるのですか。

(事務局：長与町都市計画課 主任 久保竜太)

お答えいたします。次期計画も今回の区域から百合野団地が外れた形で、また高田南土地区画整理事業の区域で申請しようと思っているところです。都市再生整備計画が 5 カ年計画になって、先ほど申し上げたとおり、この一括施工があと 5 年でやる予定なので、次期計画と区画整理事業の工期の一括施工の終了が合致することになるので、来年度からの都市再生整備計画事業で高田南土地区画整理事業の申請といいますか、計画に挙げるのは終了というところで段取っています。

(岩本委員)

例えば 100% 完成しなかったら 5 年後、その次の補助事業にのせるのでしたら、のつかることも可能ですか。都市計画事業はあと 5 年しかないということですか。今後 5 年。

(事務局：長与町都市計画課 課長補佐 前田将範)

高田南土地区画整理事業は今審議に諮っている都市再生整備事業以外に補助金というのがあって、そちらも使って実施しているところでございます。高田南事業計画についても令和 12 年までの中でも、宅地整備については令和 7 年 3 月までということで計画しています。その中で、都市再生整備計画の補助金以外の補助金についても割り振りがあり、整備をしていくことになっています。ですので、一旦この都市再生整備計画については今回で終了になる予定です。

以上です。

(岩本委員)

もう 1 点よろしいですか。例えば、この都市再生整備計画事業は、他の地区では計画はないですか。今は高田南であります、同じ長与町内の他の地区で公園整備をするとか、この事業に乗つかって。そういう計画は持っていないですか。

(事務局：長与町都市計画課 課長補佐 前田将範)

この次期の計画、令和 3 年度からの計画につきましては、今日お話ししたとおり高田南土地区画整理事業の区域に絞った計画で、1 つの地区で計画をしております。次にまた町全体での事業等の進捗等を見て、可能であれば次の計画に入れて、区域についてはまた別に設定しながら進めていける事業であると考えています。

以上です。

(峰会長)

この区画整理について絡んでいるので、少し良いですか。私もこの高田南土地区画整理事業に关心がありまして。長崎新聞に昭和 30 年 4 月 1 日から 1 週間、まちづくりの枠というもので、長与町はこの区画整備で雁字搦めになっているという内容の新聞で、皆さん見られたことと思います。その影響があったかどうかは分かりませんが、事業促進をしなければいけないということで、一括発注というかたちでまずやろうと、町が借金してでもやろうということで、進んでいることだと思います。何しろこれを早く解決しないことには、長与町がなかなか新規事業に進まないという実態があるだろうと私は思っています。成果の評価についても、社会増減人口にしても -764 、プラスマイナス 0 を目標にしていても、マイナス千いくらかになっている。増えたということは、高田南土地区画整理事業が順調にいかなかったからこういう結果になったということですね。事業費が 6 億 100 万、その内の 70% 弱は、4 億いくらかは土地区画整理に使う。本来ならば百合野地区の密集したところの道路の改善なり住宅整備の改善なりに、本来は再生事業ですから。都市の再生をする事業ですから、新しいものではなく、そういうものに使わなければいけないと、本来の常識からはそう思っているんですよ。だからそのためにも、今後また 5 年間の目標を立ててやると思いますが、ぜひこの高田南土地区画整理事業を成功させて、まず仕上げるということに集中してやらないといけないと理解しています。そういうことでお願いしたいと思います。

他にありますか。

(山本委員)

33 ページの「事後評価原案の公表について」のところです。今月の 11 月 2 日から 15 日までの 2 週間に渡ってホームページ等で公表したということですが、「主な意見は

特になし」となっていますが、36 ページの「高田地区のまちの課題の変化」というところで、後半で「事業の早期完成を望む意見や、事業の必要性を疑問視する意見も見られる」と書いてありますが、これはどこで見られたのか。「特になし」というところで、高田地区の皆さんを含めて誰も意見を述べなかつたのかなと思うのですが、それなのにこういった意見が出てくるのは一体どこで誰が。これは大事だと思うんです。私もこの地図を見て、このトンネルを抜けていつ完成するのかなと思っている。まず、高田地区の人はいつも思っていると思うんですよ。それなのに意見としては出てきていないのかなと。潜在的にみんな困った困ったと言うけれど、町に対して公表についての意見を出してくださいと言ったのに誰もしないというのはどうなのかと。自分のこととして思っているのかと怒られていきました。疑問に思ったので意見として出しました。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

先ほどの 33 ページの「事後評価原案の公表について」ということで、公表したもののが事前配布していた参考資料 3 です。「事後評価シート（原案）高田地区」と書かれたものです。最初に説明させていただいたものがあったと思いますが、この評価シートについて、ホームページ上に公開しまして意見聴取を行ったところ、意見の申し出をされる方がいらっしゃらなかつたということになります。

もう 1 点、まちづくりの考察のところで「早期完成等の意見があつた」という記載をしておりましたが、これにつきましては、住民満足度の指標があつたと思いますが、その際に町民の方にアンケートを送って自由意見等の回収をしまして、そのアンケートの中に「早く高田南を完成させてほしい」といったご意見が寄せられたものがあつたということで、そちらに記載しております。

(岩本委員)

ホームページにこの表の中身をこのまま載せて、町民は見てもよく分からんと思いますよ。意見も反対も賛成も言わないでしょうね。全体的にまちづくりにどうなのかという事前アンケート、そういうものだつたら分かるんですけど。これだと、僕らが見ても何も意見を出さないかもしないですね。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

一応、これがルールというか、この評価シートという様式も定められているので。この評価シートを作成して、公表して意見をもらうというサイクルのルールになっておりますので、公表したところであります。確かに、おっしゃるようにこれを見ても、こうやって説明を聞けば何となくはお分かりいただけだと思いますが、そういう説明も無しにこれだけ見ても戸惑う方はいっぱいいらっしゃると思います。

(峰会長)

ありがとうございます。他に意見はございませんか。

(牧山委員)

先ほど説明がございました、高田南土地区画整理事業についてですが、いろいろな補助事業のメニューを使いながら令和 12 年度までに完了するという理解でよろしいでしょうか。

(事務局：長与町都市計画課 課長補佐 前田将範)

その通りでございます。高田南土地区画整理事業の計画の中で、令和 12 年度までの事業期間の中で進めていこうと思っています。区画整理自体は令和 7 年度に完成して、その後何年か期間がありますが、そちらにつきましては、換地処分であったり、区画整理独自のもので清算業務がありますので、そういうところに充てるかたちになって、最終的に全て完了するのが令和 12 年度ということで、計画が進んでいます。

以上です。

(事務局：長与町建設産業部 部長 日名子達也)

補足ですが、「道路もできて走れる」「家も建っている」というのは、令和 6 年度までに出来上がります。令和 7 年 3 月には工事が終わるということでございます。令和 12 年、これはあとの事務手続き、役場としての事務手続きが 5 年間かかります、ということです。ですから、委員ご指摘のとおり、面的にもう出来ているというのは令和 7 年 3 月と考えていただいて結構でございます。

以上でございます。

(牧山委員)

ということは、令和 6~7 年になって住宅が建ってくると、社会増減人口で言えば人口がプラスになる、上向きになるという考え方でよろしいですか。

(事務局：長与町建設産業部 部長 日名子達也)

先ほど説明がありましたが、現在 58% 終わっています。残りが全て一戸建てで約 700 建つ予定でございます。2 人世帯で約 1,400 人、3 人であれば 2,100 人。それだけ増加すると考えています。当然転出される方も多少いらっしゃると思っていますが、それだけは増加するだろうと見込んでいます。

以上でございます。

(峰会長)

ありがとうございました。他に何かございませんか。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

日名子部長の 2,100 人とありましたが、中にはどうしても長与町内に住んでいて高田南に住まわれる方、内転居も何割かおられますので、単純に 700 戸建った分が長与町外から入ってくるわけではないと思いますし、やはり三菱の社宅等の転出も多いので、町内の産業の活性化も課題ではありますが、その辺も考えながら人口についてはかなり慎重な判断が必要ではないかと考えております。

(峰会長)

ありがとうございました。人口減少の世の中ですが、できるだけ人口減少を起こさないように色々な施策を打っていただければありがたいと思っております。

他にございませんか。

これまで事務局より議案の説明がありましたが、質問が無いようですので、これから採決に入りたいと思います。この議案については、どのような採決を取ればいいのかご説明をお願いしたいと思います。

(事務局：長与町都市計画課 係長 山本公司)

本日お手元にもスライドの資料がありますが、それぞれ右下にページ番号が振っていますが、7 ページをご覧いただきたいと思います。7 ページに「評価委員会の位置づけや役割」と記載があって、この青囲みの中「①市町村等による事後評価が適切に遂行されたことを中立・公平な立場で確認いただき意見を求めること」、「②今後のまちづくり方策等について意見を求めること」。スライドの最後の方で今後のまちづくりの方策ということで説明しましたが、その方策について意見を求めるとなっております。

従いまして、1 点目が「事後評価が適切に実施されたかどうか」、2 点目が本日皆様からご意見を多数頂きましたので、皆様から頂いた意見を盛り込んだうえで「今後のまちづくりの方策が妥当であるか」以上の 2 点について採決をお願いしたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

(峰会長)

ただ今、事務局から説明がありましたように、これから採決に入らせていただきたいと思います。

まず 1 点目「事後評価が適切に実施されたか」について、採決に入りたいと思います。承認される方は挙手をお願いいたします。

【出席委員全員の挙手あり】

(峰会長)

全員挙手ということで、挙手多数ということで採決ということにいたします。

続いて 2 点目「今後のまちづくりの方策が妥当であるか」について、承認される方は挙手をお願いいたします。

【出席委員全員の挙手あり】

(峰会長)

挙手多数。ありがとうございました。以上、挙手多数によって、2 点目「今後のまちづくりの方策が妥当であるか」について承認されました。ありがとうございました。

以上で本日の日程は終了しました。本日は皆様方、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

これをもちまして、令和 2 年度第 1 回長与町都市計画審議会を終了いたします。お疲れ様でした。

【閉会】